

奈佐地区コミュニティなぎさの会 規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「奈佐地区コミュニティなぎさの会」と称し、事務所を豊岡市吉井593番地の5に置く。

(目的)

第2条 本会は、奈佐地区における情報の発信及び共有化を図り、地域住民自らが共に力を合わせ、創意工夫により「人が輝く・地域が輝く奈佐」をみんなでつくることをめざす。

(組織)

第3条 本会は、奈佐地区内に居住する住民及び所在する法人その他の団体（以下「構成団体」という。）並びに会長が必要と認めるもので組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 地区の課題解決に向けての協議、学習に関すること。
- (2) 地区内の構成団体の活性化に関すること。
- (3) 地区内と地区外に居住する住民及び所在する法人その他の団体との連携に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 会計1名
- (4) 監事2名

(役員を選出)

第6条 役員は区長会による選考委員会により選考し、総会において決定する。

2 監事は、本会の他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、「なぎさの会」を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、（会長があらかじめ指名した順序により）その職務を代理する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

(1) 総会

(2) 役員会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

2 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めるとき若しくは代議員の3分の1以上から請求があったとき又は監事から開催の請求があったとき開催する。

(1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関する事。

(2) 役員選任、解任に関する事。

(3) 規約に関する事。

(4) その他本会の運営について重大な事。

3 総会は、各会の代表1名並びに行政区の代表2名(男1名、女1名が望ましい)を代議員として構成する。なお、代議員任期は3年とし、再任を妨げない。欠員により選出された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した議事録署名人1名が、議長と共に署名押印する。

6 地区内に居住する住民及び所在する法人その他の団体は、総会を傍聴することができる。その他の者については議長の許可を要する。

(役員会)

第11条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(運営会議)

第12条 運営会議は、会長が必要に応じて招集する奈佐地区の住民、各種団体の構成員をもって組織する。

2 運営会議は、課題、事業の執行等について連絡調整を行う。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

- 附則
- 1 本規約は、平成29年1月29日から施行する。
 - 2 本会の設立された日の属する年度の会計は、第14条の規定にかかわらず、設立日からその年度末の3月31日までとする。
 - 3 本規約は、平成30年4月1日から一部を改正し施行する。
 - 4 本規約は、平成31年4月22日から一部を改正し施行する。
 - 5 本規約は、令和2年3月19日から一部を改正し施行する。